

議員提案第21号

道路整備財源の制度堅持に関する意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成19年12月18日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

藤田 隆

玉木良平

木村文祐

渡辺 仁

大泉 弘

青柳正司

下坂忠彦

渡辺和光

佐藤 誠

## 道路整備財源の制度堅持に関する意見書

道路は、住民の生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、少子・高齢化が進展する中、地域の自立、競争力の強化を図るためには、地方が必要とする道路の整備を計画的かつ迅速に進める必要があります。

本市は、平成 19 年 4 月に政令指定都市に移行し、県から国道、県道の管理が移譲され、多方面から市民生活を支える基本的な社会資本である道路の重要性を改めて認識したところです。

「北東アジアに開かれた国際拠点都市として人、物が行き交うみちづくり」「高齢化社会に対応した安全、安心、快適な暮らしを支えるみちづくり」「各地域拠点を結び多核連携型の都市構造を形成するみちづくり」などの課題に取り組み、今後も道路整備を着実に進め、都市の魅力と自然、田園が調和し、持続的に発展する新潟らしいコンパクトなまちづくりを目指しています。

とりわけ、これからの 10 年間は、「新潟駅付近連続立体交差事業」「(仮称)新潟中央環状道路」「(都市計画道路)万代島ルート線」など本市が目指す都市像が形成される重要な時期であり、また、老朽化する道路施設の予防保全を図っていく必要があると考えております。

こうした中、道路整備の財源を確保するために制定されている「道路整備費の財源等の特例に関する法律」「租税特別措置法」等の関係法令が本年度末に改正時期を迎えますが、これらの特例措置が維持されない場合には、高規格道路ネットワークの整備のみならず、地域独自の課題に対応するために整備が進められている道路事業にも大幅なおくれが生じ、地域住民の日常生活の安全性や利便性の確保に重大な問題が生じます。

よって、国会並びに政府におかれては、地方の道路整備や維持管理に重大な支障が生じることのないよう、本年度末に期限を迎える関係法令を確実に成立させ、現行の暫定税率を維持するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 19 年 12 月 18 日

新潟市議会議長  
田村 清

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
経済財政政策担当大臣

あて